

（仮称）札幌創世 1.1.1 九北 1 西 1 地区 第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書

正 誤 表

2 騒 音，9-1.2-8 へーｼ゚

【誤】

表9.1.2-7 「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度

区域の 区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65dB	55dB
	第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	2 車線以上	70dB	55dB
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65dB	45dB
	第 2 種住居地域 準住居地域	2 車線以上	75dB	60dB
c 区域	近隣商業地域	1 車線	75dB	70dB
	商業地域 準工業地域 工業地域	2 車線以上		
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）			75dB	70dB

注1) 区域の区分
a区域 ：専ら住居の用に供される地域
b区域 ：主として住居の用に供される地域
c区域 ：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

注2)「車線」とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

注3)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道を表し、「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定します。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20m

出典：「騒音規制法」（昭和43年 6 月 法律第98号）
「騒音規制法第17条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 3 月 総理府令第15号）
「騒音規制法の指定区域及び時間の告示(2)」（平成12年 3 月 札幌市告示第286号）

【正】

表9.1.2-7 「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度

区域の 区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65dB	55dB
	第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	2 車線以上	70dB	65dB
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65dB	55dB
	第 2 種住居地域 準住居地域	2 車線以上	75dB	70dB
c 区域	近隣商業地域	1 車線	75dB	70dB
	商業地域 準工業地域 工業地域	2 車線以上		
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）			75dB	70dB

注1) 区域の区分
a区域 ：専ら住居の用に供される地域
b区域 ：主として住居の用に供される地域
c区域 ：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

注2)「車線」とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

注3)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道を表し、「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定します。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20m

出典：「騒音規制法」（昭和43年 6 月 法律第98号）
「騒音規制法第17条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 3 月 総理府令第15号）
「騒音規制法の指定区域及び時間の告示(2)」（平成12年 3 月 札幌市告示第286号）

【誤】

表 9.1.5-9(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準
有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1,1 ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
有機燐化合物 ^{注)}	1 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	チウラム	0.06 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	シマジン	0.03 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	アンモニア、アンモニア化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ^{注)} mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用されます。

出典：平成24年度札幌市環境白書（平成25年2月 札幌市）

【正】

表 9.1.5-9(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準
有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1,1 ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
有機燐化合物 ^{注1)}	1 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	チウラム	0.06 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	シマジン	0.03 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	アンモニア、アンモニア化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ^{注2)} mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

注1) バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

注2) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用されます。

出典：平成24年度札幌市環境白書（平成25年2月 札幌市）

【誤】

表 9.1.6-10 1 日当たりの冷房用途及びトイレ用途に係る標準採取量

(単位：ℓ)

建物の種類	1 m ³ 当たり		1 m ³ 当たり		その他の単位（()内）当たり	
	冷房	トイレ	冷房	トイレ	冷房	トイレ
事務所・庁舎	1.0	2.6	18.6	51.2		
百貨店・量販店	0.9	9.0	24.0	246.0		
駅ビル・地下街	1.8	18.6	36.0	369.0		
ホテル・旅館	1.4	5.4	69.0	264.5		
映画館	2.8	11.7			7.2（席）	30.2（席）
劇場	1.4	4.3			7.8（席）	24.1（席）
保育園・幼稚園・小学校	1.0	7.7		38.4		
中学校	1.0	8.3		41.3		
幼稚園、小学校及び中学校以外の学校	1.0	4.9		68.3		
病院	0.9	8.5	44.0	396.0	44.0（床）	396.0（床）
集合住宅	1.0					129.9（戸）
単身者用住宅・独身寮	1.0					53.6（戸）

出典：地下水の採取に関する規制届出の手引き（札幌市生活環境の確保に関する条例）
（平成 16 年 4 月 札幌市）

【正】

表 9.1.6-10 1 日当たりの冷房用途及びトイレ用途に係る標準採取量

(単位：ℓ)

建物の種類	1 m ² 当たり		1 人当たり		その他の単位（()内）当たり	
	冷房	トイレ	冷房	トイレ	冷房	トイレ
事務所・庁舎	0.5	1.3	9.3	25.6		
百貨店・量販店	0.5	4.5	12.0	123.0		
駅ビル・地下街	0.9	9.3	18.0	184.5		
ホテル・旅館	0.7	2.7	34.5	132.0		
映画館	1.4	5.9			3.6（席）	15.1（席）
劇場	0.7	2.2			3.9（席）	12.1（席）
保育園・幼稚園・小学校	0.5	3.9		19.2		
中学校	0.5	4.2		20.7		
幼稚園、小学校及び中学校以外の学校	0.5	2.5		34.2		
病院	0.5	4.2	22.0	198.0	22.0（床）	198.0（床）
集合住宅	0.5					65.0（戸）
単身者用住宅・独身寮	0.5					26.8（戸）

注1) 1 日当たりの冷房用途及びトイレ用途に係る標準採取量は、上記の建物の種類に応じた 1 m²当たりの標準採取量に延べ床面積（駐車場部分を除く。）（m²）を乗じて算出する。ただし、これにより難しい場合は、次のいずれかの方法により算出することができる。

- (1) 1 人当たり標準採取量に従業員等の人員（客数は含まないものとし、ホテル・旅館にあっては宿泊可能人員、学校にあっては生徒等及び教職員の数とする。）を乗じて算出する方法
- (2) その他の単位（()内）当たり標準採取量に()内の単位による数を乗じて算出する方法

注2) 上記の建物に当てはまらない場合は、次の方法で求める。

- (1) 1 日当たりの冷房用途に係る標準採取量は、0.7ℓに延べ床面積（駐車場部分を除く。）（m²）を乗じて算出する。
- (2) 1 日当たりのトイレ用途に係る標準採取量は、規格A 3302 により建物別に処理対象人員を算定し、算定人員に25ℓを乗じて算出する。

出典：地下水の採取に関する規制届出の手引き（札幌市生活環境の確保に関する条例）
（平成 16 年 4 月 札幌市）